

重要事項説明書

(通所介護・第1号通所事業サービス)

あなたに対する通所介護・第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人概要

法人名称	株式会社オン・ザ・プラネット
主たる法人の所在	東京都町田市南成瀬1-2-2ユニゾ成瀬ビル301
法人種別	営利法人
代表者名	坂本 康浩
設立年月日	2009年2月2日
電話番号	042-732-3735
ホームページアドレス	http://www.o-t-p.co.jp/rehaterrace/index.html http://www.o-t-p.co.jp/

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	リハテラス小山町
指定番号	相模原市長指定第13A3200048号 事業所番号1373205614
所在地	東京都町田市小山町4392-1 モトビル 1F
開設年月日	2016年1月1日
電話番号	042-703-4752
管理者の氏名	原田 憲作
サービス提供地域	相模原市緑区 相原・橋本・原宿・東橋本・元橋本・川尻・二本松・町屋 原宿・広田・橋本台・西橋本・大山町・ 中央区 宮下本町・すすきの町・宮下・向陽町・小山
実施している その他の事業	なし

3. ご利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄骨・2階建
延べ床面積	169.1㎡
利用定員	通所介護と総合事業サービスを合わせて次の通りとする。 1単位目：29名 2単位目：29名
設備	機能訓練室、相談室、静養室、防火設備、トイレ

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通所介護・第1号通所事業サービスにおける運動機器利用による機能訓練
運営の方針	短時間で効果的な運動を提供することで、自由快適な生活を応援する

5. ご利用事業所の職員体制

1 単位目

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤兼務1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	2人	常勤兼務2名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	2人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤1名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	5人	常勤4名 昼勤（8時30分～17時45分） 常勤兼務1名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	2人	常勤2名 昼勤（8時30分～17時45分）

2 単位目

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の体制
管理者	1人	常勤兼務1名 昼勤（8時30分～17時45分）
生活相談員	2人	常勤兼務2名 昼勤（8時30分～17時45分）
看護職員	2人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分） 非常勤1名 昼勤（9時00分～17時15分）
介護職員	5人	常勤4名 昼勤（8時30分～17時45分） 常勤兼務1名 昼勤（8時30分～17時45分）
機能訓練指導員	1人	常勤1名 昼勤（8時30分～17時45分）

7. 提供するサービス内容

一人ひとりに合わせたトレーニングメニューを作成し、運動機器を利用した機能訓練指導、
補助

8. 利用料

(1) 介護保険の適用を受けるサービス（負担割合証に記載されている割合が自己負担）

(2) 介護保険の適用を受けないサービス（全額自己負担）

(3) その他の費用（全額自己負担） があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

① 通所介護サービス

② 介護予防通所介護サービス

③ 第1号通所事業サービス

② 月額制ですが、以下の場合は日割計算を行います。

ア 要介護から要支援に変更となった場合

イ 要支援から要介護に変更となった場合

ウ 同一保険者管内での転居等によって事業所を変更となった場合

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

① 介護保険の支給限度額を超えるサービス

利用料は利用者の全額自己負担となります。

(3) その他の費用

① トレーニングパンツ 実費

② パッド 実費

③ 行事代等 実費

(4) キャンセル料

なし

(5) 支払方法

口座振替（1回目の口座振替が始まるまでは集金とさせていただきます。）

※場合によって集金になることがあります。

9. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-703-4752
		住所	東京都町田市小山町4392-1
		モトビル	1F

相模原市介護保険課	ご利用時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
	ご利用方法	電話	042-769-8342
		住所	神奈川県相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館4階
国民健康保険団体 連合会 相談窓口	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	045-329-3400
小山高齢者支援センタ ー	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-771-3381
		住所	相模原市中央区宮下1-1- 21
橋本高齢者支援センタ ー	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-773-5812
		住所	相模原市緑区西橋本3-1- 14
相原高齢者支援センタ ー	ご利用時間	平日	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話	042-703-5088
		住所	相模原市緑区二本松3-4- 7
日本弁護士会 高齢者 障害者のための電話相 談	ご利用時間	平日	午前9時～午後12時 午後1時～午後4時30分
	ご利用方法	電話	045-211-7720

10. 緊急時の対応方法

利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	先生
	所属医療機関の名称	

	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	同上
	夜間の連絡先	同上

1 1. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、当事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

・加入保険会社名

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 西暦2016年3月1

日

1 2. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次の通り行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
消火訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

1 3. 研修

従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

- ② 採用時研修 採用後 2 か月以内
- ② 継続研修 年 2 回以上実施

1 4. 秘密保持

事業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。